

が発見されている。炉跡は底部が全長一・四メートル、幅〇・三―〇・五五メートルの長方形箱形炉である。炉の周壁は高温を受けて青灰色に変色し、その外方も赤変している。窯跡は六基とも側面に八個の開口部を持つ横口付窯跡で、1号窯跡は九・四メートルの窯本体に〇・七メートルの煙出しがつくものである(第53図)。なお、1号炉跡近くの土壙には原材料となる三七・三グラム三グラムの砂鉄が保存されていた。松丸F遺跡で発見された大型の箱形炉は、東北地方を中心に七・八世紀代にみられるが、西日本では中国地方を中心に江戸時代のたたらへと発展する形式の炉である。

第五節 北部九州の古墳文化

一 古墳の出現

北部九州は倭国内でも中国や朝鮮半島に地理的に最も近く、弥生時代以来新しい技術・文化の受容に際して窓口となってきた。また、大小の河川の沖積作用によって各地に平野が形成され、稲作を中心として農業生産力も高く、弥生時代後期には「クニ」と呼ばれる各平野程度の広がりを持つ地域単位で有力な首長層が成長していた。この状況は古墳時代に入っても受け継がれ、各平野を代表する首長層は前方後円墳などの古墳を築造している。ここでは、豊国・筑紫国などの地方を中心に、古墳時代を概観する。

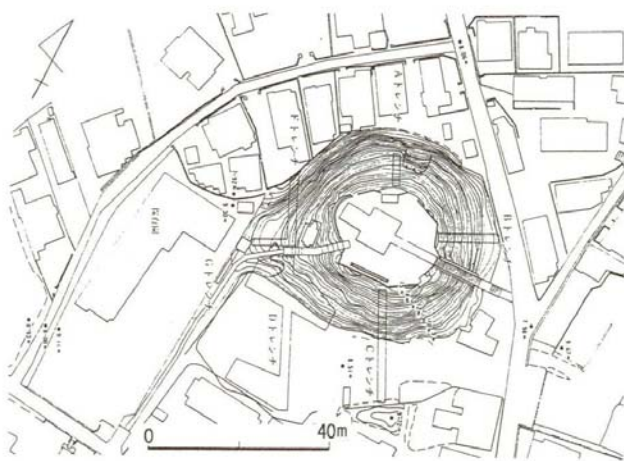
第4章 古墳時代

初期の古墳

古墳時代初期の前方後円墳は、前方部が発達し、内部主体が竪穴式石室で、三角縁神獸鏡を副葬する傾向が強く、「畿内型」と呼ばれる定型化した古墳である。一方で、これに先行する墳墓に「纏まと向型前方後円墳」と呼ばれるものがある。この墳墓は「畿内型」前方後円墳に比べ相対的に墳丘が小型で、前方部に相当する部分が短く、後円部もややいびつな形態のものが多い。この墳墓については、古墳か、弥生時代の墳丘墓か意見が分かれる。北部九州でも同様の墳墓は近年幾つか発見されている。

福岡市那珂八幡古墳は全長七五メートルと推定される「纏向型前方後円墳」で、中心主体部の隣に位置する埋葬施設は割竹型木棺を直葬したもので、三角縁神獸鏡と勾玉・管玉などが出土している(第54図)。筑紫野市原口古墳も全長約七五メートルの墳丘を持ち、木棺直葬の内部主体から、三角縁神獸鏡三面のほか直刀三振り・鉄斧四本と管玉・丸玉などの装身具を出土した。このタイプの墳墓は、北部九州では筑前の中央部から肥前の東部に分布し、築造時期が弥生時代終末から古墳時代初頭のごく短期間に限られている点に特徴がある。

「畿内型」前方後円墳には、苅田町石塚山古墳と大分



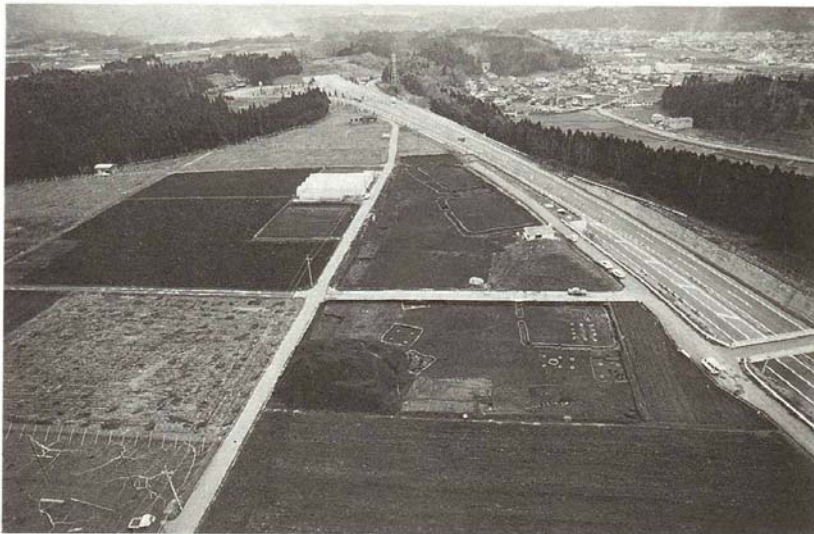
第54図 福岡市那珂八幡古墳墳丘測量図

梶原市赤塚古墳がある。赤塚古墳は全長五七・五メートルで、内部主体は長さ三・二メートルの箱式石棺である。副葬品は三角縁神獸鏡四面と三角縁竜虎鏡一面のほか、直刀や管玉が出土したといわれている。石塚山古墳の被葬者が豊前国北部に拠点を持ち、赤塚古墳の被葬者は大和連合政権に参加した豊前国南部を代表する豪族であったと考えられる。

これら以外の主要古墳には、宗像市東郷高塚古墳（全長約六四メートル）・那珂川町安徳大塚古墳（全長約六四メートル）・二丈町銚子塚古墳（全長一〇三メートル）・稲築町沖出古墳（全長約六八メートル）などの前方後円墳がある。

前期の集落と居館

前期の集落のほぼ全ほうに近いものが調査された例に、田川郡赤村合田遺跡がある。この遺跡からは竪穴住居跡一五軒と倉庫二棟が発見されている。竪穴住居跡は一辺が六メートル以上のやや大型のものが半数近くを占め、最大では床面積が五〇平方メートルを超える。倉庫は方二間の



第55図 日田市小迫辻原遺跡（日田市教育委員会提供）

中央に東柱を持つ弥生時代にはない新式の形態で、面積も二四〇二九平方メートルと広い。遺物でも二軒の住居から鉄鍬が出土し、畿内系・山陰系・瀬戸内系などの外来系の土器が数多くみられ、全体としては「優勢な家族の住居にかかる集落」と考えられている。

一方、このような堅穴住居跡からなる一般集落とは別に、地域の支配者である豪族の居館も発見されている。大分県日田市小迫辻原遺跡は日田盆地北部の台地に所在し、弥生時代終末から古墳時代初頭の環濠集落が三か所台地の西部に形成されている。豪族の居館はこの台地の中央部から東部にかけて三基が確認されている(第55図)。時期は環濠集落とほぼ並行する古墳時代初頭で、三基ともほぼ正方形の溝によって囲まれている。規模は、1号居館が約四八メートル、2号居館が約三九メートル、3号居館が約二〇メートルである。このうち2号居館は濠が幅三メートル前後で、北辺の一部に出入り口が設けられている。環濠の内側に小溝が一条方形にめぐり、更にその内部には倉庫と考えられる三×二間の総柱建物が南北に二棟並んで建てられていた。

二 北部九州の豪族と中期の古墳

記紀の豪族

古墳時代中期になると、大和政権の支配下に入った各地の豪族は「あがたまぬし 県主」の身分を与えられる。「日本書紀」の景行紀・仲哀紀・神功紀などには、豊前国では長峽・上膳、豊後国では直入、筑前国ではな 儼・伊都・おか 岡、筑後国では八女・水沼・山門などの「あがたみ 県」の名称がみえる。大和政権が各地の豪族を服属させていく様子は、景行天皇十二年の条にも記されている。この時期、豊国の縁辺部に